

平成25年度 昭和村職員（資格免許職）採用候補者試験公告

昭和村公告第5号
平成24年5月16日
昭和村

昭和村職員（資格免許職）採用候補者試験を次により行います。

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	保健師
採用予定人員	1名

2 受験資格

昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません）

保健師の資格を有する者又は平成25年4月（登録済証明書発行時期）までに取得見込みの者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3 試験の方法

次により行います。

(1) 第1次試験

①教養試験（短大卒程度）

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

②専門試験

それぞれの試験職種の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験及び作文試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験期日、場所及び発表

(1) 第1次試験

期日、時間	試験会場	発表
平成24年7月22日(日) 受付 9:00 ~ 9:30 教養試験 10:00 ~12:00 専門試験 13:30 ~14:30	福島大学 福島市立金谷川1番地	平成24年10月上旬 村役場掲示板に合格者の 受験番号を掲示する ほか合格者に通知。

(裏面へ)

- (2) 第2次試験
期日、時間、試験会場等について、第1次試験合格者に対して別途通知します。

6 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者試験名簿に記載され、成績順に村長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期限は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本村の給料表によるが、この他手当等が支給されます。

7 受験手続き及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本村役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表おもてに「資格免許職試験申込用紙請求」と朱書し、120円切手をはった宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

- (2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、本村役場に提出してください。
申込書を郵送する場合は80円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表おもてに「資格試験免許職試験申込」と朱書して送付してください。
- ② 試験申込み後、受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真のはっていない場合は、受験できません。）

- (3) 受付期間

平成24年5月24日（木）から同6月22日（金）まで（勤務時間中に限ります。）
郵便による申込書提出の場合は、6月20日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻する恐れがあるので、公共交通機関を利用してください。
- (3) この試験に関し不明な点は、役場総務課(0241-57-2111)に問い合わせてください。
また、郵便で問い合わせる場合は、80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。